

令和8年度ESG経営（ファイナンス）普及促進事業業務委託仕様書

1. 件名

令和8年度ESG経営（ファイナンス）普及促進事業業務委託

2. 背景・目的

本市では、2050年の脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者と認識を共有し気候変動への対応を加速化させるため、環境先進都市として脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を2020年11月に策定し、全庁的に様々な施策を実施している。経済労働局においては、脱炭素化の取組が地域産業の持続的な成長につながるよう、企業の脱炭素化・グリーンイノベーションへの取組を促進しているところである。

また、日本政府が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2021年6月18日）」では、地域の脱炭素化の取組を地域における経済と環境の好循環の創出につなげるため、間接金融中心の我が国においては、地域金融の役割が重要とされている。このことから本市では令和4年度から、地域におけるESG要素を考慮した金融の拡大によるESG経営等の促進を図ってきた。

その中で、大手企業によるサプライチェーンへの脱炭素要請の動きが進み始めており、今後の加速化が予想され、市内中小企業へのESGファイナンスを活用したESG経営の普及促進はますます急務の課題となっている。

こうした背景を踏まえ、本事業において、市内中小企業におけるESG経営の普及促進に向けた課題やサプライチェーンにおける要請状況等を整理・分析し、ESGファイナンスの活用促進による社会的インパクトの創出を促し、企業経営の安定化や企業価値の向上に向けた支援の方向性を導くことを目的とする。

3. 事業実施期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 事業内容

今後、プライム市場上場企業へのSCOPE3における温暖化ガス排出量の開示義務化が予定されているなど、ESGを取り巻く情勢を注視し、的確な支援策を実施する必要があることから、令和8年度においては下記の施策に取り組む。

なお、次期川崎市総合計画において、脱炭素関連に取り組む市内中小企業の割合に関する指標を設定する予定としており、その向上を目指して実施するものとする。（指標は市内事業所経営実態把握調査（※1）の結果に基づくものとする予定である）。

- (1) E S G 経営実態把握調査等を踏まえた、市内中小企業を対象とした E S G 経営の普及促進
令和 7 年度に実施・作成した E S G 経営実態把握調査 (※ 2) や E S G 経営カルテ (※ 3)
を活用しつつ、市内中小企業等の経営者などを対象として E S G 経営の重要性や必要性を周
知するとともに自社の現状を把握し、今後の実践につながるセミナー等を年 1 回以上実施す
ること。セミナーは 5 0 人程度の規模とし、1 回は上半期での実施を想定し、実施時期や内
容等については、本市と協議の上決定すること。その際の会場使用料は本委託内で負担す
ること。なお、川崎市本庁舎内の会議室等で実施する場合については、施設使用料は不要とす
る。

また、川崎国際環境技術展の場を活用し、出展者や来場者に対して E S G 経営や E S G フ
ァイナンスなどの普及促進に向けて、その実践・活用に向けた手法や先行事例の紹介等を含
めた周知活動を行うこと。なお、当展示会に出展する場合に発生する費用は受託者が負担す
ることとする。

- (2) 伴走支援による E S G 経営の実践促進

企業価値の向上を図ることを目的に、次なるフェーズとしての E S G 経営の“実践”に向
け、意欲のある市内中小企業複数社 (延べ 10 件以上を想定) に対し、E S G の視点から経
営の改善に向けたアドバイス等を行う伴走支援 (コンサルティング) を実施すること。なお
実施の際は、企業ごとの課題や業種特性を踏まえてコンサルティングを行い、併せて E S G
ファイナンスの活用促進や E S G に関連する認証の取得も含めて実践的な取組を後押しす
るような支援とすること。

- (3) 脱炭素経営支援コンソーシアムの活用による情報交換等における企画・運営補助及びサス
テナビリティ情報開示等に関連する情報収集や対応策の普及促進

令和 8 年度より、脱炭素経営支援コンソーシアムの場を活用しながら、有識者や金融機関、
支援機関や企業等を交えて、E S G 経営カルテの活用や E S G を取り巻く情勢や政策動向、
企業ニーズ等の情報収集・共有し、令和 9 年度以降の適切な本市施策を検討する予定として
おり、その実施における当部会で示す資料の作成等を含めた運営支援を行うこと。また、最
新の動向や大企業のサステナビリティ情報開示、サプライチェーンへの C S R に関する要請
等の状況、今後の展望などについて情報収集を行うとともに、脱炭素経営支援コンソーシ
アムの活用も含め、企業における対応の手法を検討・整理しながら、その普及促進に向けた取
組を市と協力して行うこと。部会は年 3 回程度の実施とし、規模は事務局併せて 2 0 人程度
を想定すること。また、運営にあたっては、脱炭素経営支援コンソーシアムの所管である環
境局脱炭素戦略推進室及び当業務の委託先とも連携を図ること。
運営支援の具体的な内容は次のとおり。

ア 事前準備

- ・当部会の運営における企画提案を行う。
- ・当部会に使用する各種資料作成の補助を行う。
- ・出欠確認及び会場の確保については、川崎市が行う。

イ 当日の運営

- ・会議当日の運営を支援し、円滑な進行を確保する。

ウ 事後対応

- ・当部会における出席者の発言をとりまとめて、委託者に提供する。

エ 注意事項

- ・企画提案や資料作成を行うにあたっては、脱炭素経営支援コンソーシアムの全体会や幹事会の内容も踏まえて実施すること。
- ・有識者等への連絡調整を行うとともに、謝金の支払いについて負担・対応すること。

5. 成果物の納入

(1) 事業報告書

委託事業の実施期間終了日までに、事業報告書を納入すること。

原則、電子媒体（CD-R）1部、紙媒体1部とするが、最終的な部数は本市と調整の上、決定すること。

なお、報告書はMicrosoft Word・PowerPoint等で作成すること。成果物の納入の際は、元のファイル形式のデータに加え、PDFファイルに変換したデータも併せて納入すること。

(2) その他、各業務で使用した資料一式

業務等で使用した資料一式を電子媒体で納入すること。

6. その他

- ・各事業について遅滞なく対応できる人員を確保し、円滑に業務を遂行すること。
- ・本市との定期的な打ち合わせを実施すること。また、各打ち合わせの摘録を作成し、打ち合わせ後5営業日以内に本市に提出すること。
- ・本市が実施する「かわさき SDGs パートナー制度」、「脱炭素経営支援コンソーシアム」等の関連事業及び地域における中小企業支援機関（川崎市産業振興財団等）が実施する支援制度等について理解を深め、事業をより効果的に実施するための提案を随時行うこと。
- ・本事業の実施に際して、仕様書に定める事項の詳細、仕様書に定めのない事項、その他実施に当たって不明な点については、本市と協議の上、決定するものとする。
- ・本事業実施中、本市から事業に関する報告や作業要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・本事業の実施にあたっては、進捗状況について随時本市と情報共有を行い、市内企業の意向等を的確に把握しながら実施すること。

- ・受託者は、本市の承諾を得た上で業務の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの業務内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前に書面にて申請すること。
- ・本事業の実施にあたり業務上知り得た情報については、公にされている事項を除き、本委託業務以外の目的に使用しないこと。また、業務上知り得た個人情報は、委託期間終了後、速やかに廃棄すること。
- ・本委託業務に関する内容は、本市の許可なく外部に発表しないこと。
- ・受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は、自らの責任においてこれを修復すること。

※1 市内事業所経営実態把握調査

市内事業所の経営状況や事業展望、課題等を把握し、市内中小企業の活性化に資する政策立案の基礎資料とすることを目的として、原則毎年実施しているものである。

昨年度実施した調査結果等については、下記 URL を参考とすること。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000165273.html>

※2 ESG 経営実態把握調査

市内中小企業における ESG に関する取組の現状や課題等を適切に把握し、本市施策検討の一助とすることを目的として、令和7年7月～9月にかけて実施した調査である。

実施の概要等については、下記 URL を参考とすること。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000176946.html>

なお、調査結果の公表は令和8年3月頃を予定しており、本委託における企画提案の参考として、参加意向申出書の提出者に対し、結果を共有する予定である（公表時期の都合により、共有する内容は確定前のものとなる場合がある）。

※3 ESG 経営カルテ

自社の取組の現状把握や経営改善、将来の戦略づくりに活用いただくことを目的として、ESG 経営実態把握調査の実施を踏まえた、回答結果のフィードバックやネクストステップの提案、ESG 経営に取り組む企業の先行事例など掲載した“ESG 経営カルテ”を令和7年度中に作成する。

ESG 経営実態把握調査と同様に、公表は令和8年3月頃を予定しており、本委託における企画提案の参考として、参加意向申出書の提出者に対し、本カルテを共有する予定である（公表時期の都合により、共有する内容は確定前のものとなる場合がある）。

【その他参考】

当事業と関連のある下記事業の概要については、以下 URL や概要等を参考とすること。

●川崎国際環境技術展

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/>

●川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000158136.html>